

第
5170
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 2月 23日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 確定申告が必要な人

Q：私はサラリーマンですが、サラリーマンでも確定申告が必要な人がいるとか。どんな人は確定申告が必要なのですか？

A：次のような人は確定申告が必要です。

【解説】

サラリーマンの人でも次のいずれかに該当する人は、確定申告をしなければなりません。

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ② 給与を1箇所から受けており、他の各種所得金額（給与所得、退職所得を除きます）の合計額が20万円を超える人
- ③ 給与を2箇所以上から受けており、年末調整されなかった給与の収入金額と各種の所得金額（給与所得、退職所得を除きます）の合計額が20万円を超える人。ただし、給与等の収入金額の合計額から所得控除の合計額を差し引いた金額が150万円以下で、さらに各種所得金額（給与所得、退職所得を除きます）の合計額が20万円以下の人は、申告不要です。
- ④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与の他に貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた人
- ⑤ 給与について、災害減免法により所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人

